

令和元年度

第2回八王子市環境審議会

令和元年10月10日(木)

本庁舎事務棟2階 201会議室

八王子市環境政策課

令和元年度 第2回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	奥 真 美	
副会長	千 明 武 紀	
委 員	櫻 井 達 也	
	中 島 裕 輔	
	大 竹 邦 江	
	荒 井 富 雄	
	大久保 雅 司	
	上 村 邦 彦	
	池 田 ヒロミ	
	横 田 信 博	
	荒 井 和 誠	
事務局職員	環境部長	三 宅 能 彦
	水循環部長	守 屋 和 洋
	環境政策課長	南 部 か や
	環境保全課長	石 井 正 光
	水環境整備課長	谷 口 哲 也
	環境保全課課長補佐	佐 藤 高 広
	水環境整備課課長補佐	赤 尾 隆 範
	環境政策課主査	星 学
	環境政策課主査	峯 岸 佳代子
	環境政策課主任	三 田 さとみ
	環境政策課主任	堂 本 照 美
	環境政策課主任	松 井 健
	環境保全課主事	吉 澤 遼
	環境政策課主事	高 橋 康 平
	環境政策課主事	山 田 涼

令和元年度 第2回 八王子市環境審議会

令和元年10月10日（木）

午後2時00分から

本庁舎事務棟2階201会議室

次 第

1. みどりの基本計画について
2. 水循環計画について
3. 地球温暖化対策地域推進計画について
4. その他

午後2時03分 開会

○**奥会長** それでは、ただいまより令和元年度第2回八王子市環境審議会を開催いたします。

最初に、委員の出欠状況について、事務局より、報告をお願いいたします。

○**星環境政策課主査** はい。本日の出席状況についてご報告いたします。

まず、事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方のご報告をさせていただきます。荒井康裕委員、西川委員、沼田委員、鷲谷委員の4名となります。中島委員につきましては、出席のご連絡をいただいておりますので、少し遅れて来るものかと思われます。定足数につきましては、15名の委員のうち11名の出席をいただいておりますので、過半数割れをしておりますので、この審議会は成立しております。出欠については以上です。

○**奥会長** はい、ありがとうございます。

続きまして、配付資料について事務局のほうで確認をお願いいたします。

○**星環境政策課主査** はい、では次に、配付資料のご説明をさせていただきます。事前に配付させていただきましたものとして、審議会の次第。次に、資料1、八王子市みどりの基本計画（素案）、こちらがA4両面で78ページまでになります。

次に、資料2、八王子市水循環計画（素案）、こちらがA4両面で116ページまでになります。

次に、資料3、八王子市地球温暖化対策地域推進計画（素案）、こちらがA4両面で54ページになります。

次に、当日配付資料といたしまして、資料1、当日差し替えとして、八王子市みどりの基本計画（素案）になります。こちらは、事前配付資料から第5章以降を追加し、また、事前配付資料のイラストや写真が空欄の箇所にイラストや写真を追加している資料になります。

次に、資料2、追加資料として、第6章川と湧水・水のまちプロジェクトがA3の1枚になります。こちらは、水循環計画の61、62ページの差し替え資料になります。

次に、資料3、追加資料として、A4両面で3枚、資料3の追加資料2としてA4・1枚、こちらは、地球温暖化対策地域推進計画の差し替え資料になります。

あと、本日、申し訳ないですが、こちらの業務の都合により、次第の順番を変更させていただきたいと思っております。まず初めに、地球温暖化対策地域推進計画について審議してもらい、次に水循環計画、最後にみどりの基本計画についてということをお願いした

と思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**奥会長** はい、資料は、皆様、お手元に全てそろっていらっしゃるでしょうか。

(はい)

○**奥会長** では、ただいまご説明ありましたように、次第と順番が入れかわっておりますが、まず最初に、地球温暖化対策地域推進計画につきまして、審議をしていきたいと思っております。

では、環境政策課長からご説明お願いいたします。

○**南部環境政策課長** はい、よろしくお願いいたします。

それでは、資料、地球温暖化対策地域推進計画（素案）と本日追加で配付いたしました資料2と3に従って、ご説明いたします。

まず、目次をご覧ください。これが今回予定している構成になります。

第1章から第4章まで、こちらが計画の基礎部分、背景、将来予測、目標などを示しています。そして第5章、6章で、具体的な取組を載せ、7章で推進体制と進行管理、この目次には載っておりませんが、資料編を加える予定であります。今回の計画を策定するに当たり行いました、アンケートの結果や用語解説を載せていく予定です。

それでは、5ページをごらんください。前回の審議会でもいただいたご意見をどのように反映したかということも含めながら、説明を進めていきます。

5ページ、温室効果ガス、7ガスがここに載っていますが、以前に、こちらの一番下二つ、六ふっ化硫黄と三ふっ化窒素の、表記は片仮名か平仮名かというお話がありました。法に合わせて平仮名で統一しております。

次、めくっていただいて、6ページの地球温暖化の現状についてのページになりますが、以前、お示しました資料では、情報が古かったので、新しいものに差し替えております。

下のグラフも、二酸化炭素が大きく地球温暖化に影響しているということがわかるようなグラフに、差し替えをしております。

では、17ページをご覧ください。二酸化炭素排出量の推移のページになります。こちらで、エネルギー消費量の推移も載せてはというご意見をいただきました。二酸化炭素排出量の推移とエネルギー消費量の推移を、同じような傾向を示していた場合には、どちらかだけでという考えで検証したのですが、結果、同じような動きをしており、二

酸化炭素排出量だけで、現状の分析はできそうですので、二酸化炭素排出量のみ、掲載しております。

21ページをご覧ください。削減目標になります。削減目標の前に二酸化炭素以外の温室効果ガスへの対応について21ページの一番下2行に、記述しています。

二酸化炭素以外の6ガスについての、記述が必要ではないかというお話もいただきました。6ガスについては、この計画の中では具体的な取組を掲げていないのですが、国、都と連携して進めていくことのほうが効率的で、また効果的であることから、ここに書いてありますように、国、都と連携し対策を推進していくという記述にしております。

次に削減目標になります。二酸化炭素排出量を削減目標にいたしまして、33.1%の削減としております。これは、国が掲げている目標の2030年度に、2013年度比26%削減に基づいて算出しております。

このページの下、後段に表がありますが、この表の一番右側に削減率とございます。ここに書いてある削減率が国の温暖化計画に載っている各部門別の削減率になります。この削減率を使いまして、本市に当てはめた場合、どれだけ削減できるか算出しまして、結果、この表の一番下、33.1%削減目標として設定いたしました。

次に、22ページをご覧ください。国の役割、市の役割というのも明らかにしたほうがよいのではないかというご意見をいただきました。国で掲げる削減目標を達成するために、地方公共団体が実施することが期待されているのは、普及啓発が大きなウエートを占めております。

技術革新、補助などによる国の施策がありますけれども、そういったものを事業者と市民の方が実施するに当たって、それらをPRしていくのが一番市民の方に近い存在である市が行うことであるので、市の役割としましては、普及啓発が中心になるかと思えます。

その次が、きょうの追加資料、資料3の24ページをご覧ください。この24、25ページに、現在の計画の取組の評価を追加しています。現在の計画の取組状況の課題を分析して、そこから新しい計画を反映していくというプロセスが必要ですので、ここで詳しく述べています。

次に、それぞれの取組の詳しい進捗状況については、追加資料の26ページをご覧ください。こちらに、それぞれの成果指標の進捗状況を詳しく載せています。

以前ご報告しましたときに、進捗状況を○(マル)・×(バツ)だけでご報告いたしま

して、少しわかりにくいというご意見をいただきましたので、詳しく数字で掲載しております。

そして、そのまま追加資料の27ページをご覧ください。事前に送付した資料ですと、突然にこの裏側のこの計画とSDGsに関連する項目についてのページが唐突に出てくるというご意見がありましたので、SDGsとこの計画についてのかかわりについての説明を27ページに入れてあります。

これは、去年、審議いただきました環境基本計画と同じ載せ方になります。

また、事前配付しました冊子のほうに戻っていただきまして、26ページをご覧ください。ここから、将来の地球温暖化を抑制するための緩和策のページになります。

ここで、最重点の取組として、三つ挙げているのですが、これもなぜこの三つが最重点なのかということが、ここのページの構成ですとわかりにくいというご意見をいただいておりますので、20ページの中ほど、3段落目に、温室効果ガス排出量の9割を占める家庭部門、事業者部門、交通部門について、特に重点的に取り組む旨の記述がございます。

それと、同様の記述をこのページ、26ページにも入れることで、なぜ最重点にしたのかというのをわかりやすくしております。

そして、最重点取組の1、家庭における環境配慮行動の推進で、家庭というのを市民としてはいかがかというご意見をいただいたのですが、各分野の名称を排出量の多い家庭部門、事業者部門、交通部門とこちらの3部門の名称と合わせるということで、こちらはそのままだにさせていただきたいと思っております。

では、次は、31ページをご覧ください。ここでは、事業所でできる取組の、具体的な事例を挙げているページになるのですが、地球温暖化対策地域協議会で建物の中で行われる取組ばかりではないかというご意見をいただきました。37ページに重点プロジェクト3、交通分野における環境配慮行動の推進の中の下から二つ目、国及び都の補助金の情報を発信し、次世代自動車の導入を促進しますとありますが、ここで言う国、都の補助金には民間事業者が設置する充電設備についての補助制度もございます。そちらのPRも行っていくということで、事業者ができる取組に充電設備を加えます。

32ページをご覧ください。32ページ、重点プロジェクトになりますが、これの見方としましては、このプロジェクトを進行状況を図っていくための指標が32ページ、一番上、その指標を掲げたプロジェクトを達成するための具体的な取組が右側のページ

にあるという構成になります。

現状ですと、指標名のところ、出典が記載されていないところがあるのですが、これは後ほど記載していきます。

34ページをご覧ください。事業者における環境配慮行動の推進に、大企業や大学も対象とした取組も載せてはどうかというご提案をいただいたところですが、大企業や大学につきましては、温対法や、省エネ法などで、対策を義務づけられているところもありますので、この計画では、具体的な取組としては掲げず、プロジェクトの概要にあるように、産業・業務部門の温室効果ガス排出量の6割を占めてるのが中小事業者であるということで、中小事業者を対象とした取組に特化していきたいと考えております。では、次、36ページをご覧ください。重点プロジェクト3の指標を載せているのですが、これとともに、本日お配りしました追加資料2をご覧ください。事前にお送りした資料では、次世代自動車の普及率の目標値は80%以上、ZEVの普及率は3.3%以上とじていましたが、その後、事務局で再度検証いたしました結果、追加資料2にありますように50%、15%と変更したいと考えております。

理由としましては、当初、次世代自動車の普及率を掲げていた80%というのは、東京都の目標値であります。八王子市の現状20%と、余りにも乖離があり過ぎるという状況であり、達成不可能な目標を掲げて目標としてそぐわないというのがあります。また、ZEVの普及率については国の目標値を参考に算出しており、片方は国、片方は都ということでは整合がとれません。

また、この二つの項目指標を設定しました理由として、次世代自動車が資料にありますように、ハイブリッドを始め四つありますが、これだけですと、ガソリンを併用していくことになるハイブリッド、プラグインハイブリッドもこの中に含まれます。

現行の普及率を見ますと、プラグインハイブリッドの伸びが顕著であり、EVや、燃料電池自動車というのは、なかなか伸びが鈍いという状況があります。

ですので、もう一つ、もっと厳しい条件を挙げて、ZEVの普及率も見ていこうということで二つ掲げました。

東京都のZEVの普及率というのが、プラグインハイブリッドとハイブリッドを含んだZEVとなっています。それですと、私たちが考えていたZEVとずれがありますので、純粹にEVとFCVのみのZEVで目標値を設定し直しまして、50%と15%としたいと考えております。ここだけ成果指標を修正しています。以降は、特段指標の修

正は加えておりません。

44ページをご覧ください。44ページ、環境教育・環境学習の推進とあります。環境教育を例えば体系化して示す必要があるのではないかというご意見をいただいております。

この体系化につきましては、現在、八王子市で提供できる環境教育のメニューをまとめたプログラムガイドブックがあり、現在、改定作業を進めております。その中で体系化してお示しすることで、具体的な環境教育の事業と体系化された考え方を結びつけて見ることができますので、本計画には記載せずに、プログラムガイドブックで、環境教育を体系化してお示ししたいと思います。

45ページのほうで、中ほどに担当所管が指導課となっている、小中学校での環境教育についての取組を加えました。エコひろば、市民会議などの協力のもとで環境教育が行われているということについてのご意見がありましたので、エコひろばについては上から二つ目に、環境市民会議については一番下にあります取組内容で、そのご意見を反映しています。

最後に、52ページ、53ページの適応策になります。地域気候変動適応センターについて八王子市としては、どう考えているのかという話がございました。その後、検証したのですが、今、全国で12か所、全て県が設置しているものになります。

内容として、農業試験場などの研究機関と連携して事業を行っていくことが想定されておりまして、都道府県レベルでの設置が適切ではないかと考えております。

現在、東京都での設置はまだされていない状況でありますので、これにつきましては、東京都の動きを見ながら考えていくということで、進めたいと思います。

修正箇所など、以上になります。よろしく願いいたします。

○**奥会長** はい、ありがとうございました。

それでは、ご意見などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがですか。

どうぞ、櫻井委員。

○**櫻井委員** もろもろの修正、どうもありがとうございました。

3章までで、CO₂以外のものも、いろいろとハイライトされていて、4章の削減目標のところでは割合の大きいCO₂だけに特化して、あと、国のCO₂だけの数字とかを換算しながら、八王子市独自の削減目標を数値化したということよろしいですか。

○南部環境政策課長 はい。

○櫻井委員 そのときに、4章で、八王子市は、CO₂だけに特化するのか、ほかのガスに関してはどうするのかというのは、今、口頭で説明はいただいたのですが、文章の中でそれをどこを読むとそういうことが理解できるのかをお聞かせいただいてよろしいですか。

○南部環境政策課長 5ページと21ページになるのですが、まず5ページで、対象とする温室効果ガスとして、七つのガスについてご説明しています。もう少し説明を加えたいと思うのですが、ここから21ページをご覧いただきまして、21ページの一番下から2行目になるのですが、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量削減は、市独自の取組を行うことが難しいため、国や都と連携し対策を推進してまいりますとしています。この二つをもって二酸化炭素排出量削減の具体的な取組のみを行うと記述しております。

○奥会長 いかがですか、もう少し明確に二酸化炭素に絞って対応していくと、これだけでいいというご意見ですか。

○櫻井委員 この表の数字を見る段階で、既にその知識があって見ると、後から、これが入ってくるのとだと、恐らく、この数字が全ての温室効果ガスがCO₂換算されてはじき出されたものなのか、もしくは単純にCO₂だけでやってもらうかというのが、理解の順番が変わってきてしまうかなと思ったのですね。

私も今、対策計画を確認してみたのですが、確かにそのとおりの数字で計算されています。それは国の計画でもCO₂だけで計算しているものがあつたので、私もちょっとそれはどうしたのかなと今、思ったので、先にこの文章があつたほうが、数字の見方が変わって理解が深まるのかなと思います。

○南部環境政策課長 はい、わかりました。では、5ページのほうに同様の記述を載せております。

○櫻井委員 そうですね。

○奥会長 ありますね。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

はい、どうぞ、大竹委員。

○大竹委員 25ページで、成果指標一覧というところで、上から2行目のところに、家庭における省エネの推進で、地球環境に配慮した暮らしをしている人の割合と、一番下の地球温暖化による影響への対応で、配慮している人の割合が、これは同じに見える。

これは何か違いがあるんですか。

○南部環境政策課長 これは、再掲になります。今の温暖化計画で、重点プロジェクト1の指標と、重点プロジェクト10の指標が同じ指標を使っておりますので、全く同じものになります。

○奥会長 (再掲) というふうに10の指標に入れておいていただいたほうがいいですね。
大竹委員、よろしいですか。

○大竹委員 ありがとうございます。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。
荒井委員。

○荒井(和)委員 先ほどの成果指標の一覧のところ、平成30年度実績と平成36年つまり令和6年の短期目標のところなのですけれども、特に2番目の指標で、30年実績90.8%あって、下げる目標というのはどうかなと。

○南部環境政策課長 これは現在の計画の成果指標なので、平成30年度実績が入ると、そんな印象を与えてしまうかもしれません。当初の計画としては、平成26年度と36年度だけお示ししておりますので、現時点での実績を入れました。

○荒井(和)委員 達成とか書いていてもいいのではないのかなと思いますね。下のほうも幾つかあると思うので、事業所数とか、受講者数とか達成というのが1点ですね。

もう一つは、36ページの、先ほど説明、ゼロエミッションビークルの説明、東京都は、EVとFCVとPHVをゼロエミッションビークルと呼んでいますけれども、八王子市はEVとFCVだけの普及率でよろしいですか。

○南部環境政策課長 そうですね、狭義のZEVとします。

○荒井(和)委員 はい、わかりました。以上です。

○奥会長 よろしいですか。では、25ページの成果指標一覧は、ここは目標達成状況をあらわそうというのが、この意図ですので、この表の一番右側にでも達成できているのか、そうではないのかというのは、○(マル)・×(バツ)なのか、わかるように表していただいたらいいのかと思います。

○南部環境政策課長 そうですね。それとともに、この表のタイトルが、今、成果指標一覧になっているので、ここも、変えることで分かりやすくなるかと思っておりますので、修正します。

○奥会長 ほか、いかがでしょうか。

池田委員。

○池田委員 はい、44ページの重点プロジェクト7、環境教育・環境学習の推進の目標値なのですが、これは、2018年から2030年度で、目標値約6,200人ぐらいアップしているのですが、これはどういう根拠というか、どんな計算で、この数字なのかご説明いただければと思います。

○南部環境政策課長 去年策定した環境基本計画の目標とも連動しているのですが、平成30年度の実績、それと環境基本計画に、令和5年度に2万8,000人を指すという目標を掲げているので、そこから算出しまして、この数値となっております。年間約700人ぐらいの増加と仮定して算出しています。

○池田委員 感覚的に、もう少し目標を高く持ったほうが、環境教育のためにはいいのではないかなと思ったものですから。

○奥会長 よろしいですか。

○南部環境政策課長 既に策定している環境基本計画との関係もあるので、変更しにくいところではあるのですが、環境教育はとても重要なので、目標にはとらわれずに、進めていきたいと思います。

○奥会長 ほか、いかがでしょう。

どうぞ、中島委員。

○中島委員 32ページの、市民一人当たりの二酸化炭素排出量の目標値2,850kgとありますけれども、こちらの算出根拠は、どこから算出されたか教えていただけますか。この21ページ民生家庭の削減率39.3%ですか。

○南部環境政策課長 21ページの全体の削減目標であります33.1%削減を使用しています。

○中島委員 それは、例えば、都と八王子市の中で、部門のバランスというのは一緒でないだろうから、平均値のほうに合わせるといふ形の見解ということですね。わかりました。

ちょっともう1点、重点プロジェクト2の34ページですね。こちらの成果指標なのですが、重点プロジェクト1では、市民一人当たりの二酸化炭素排出量が指標になっていて、こちらではこういう実際にCO₂をどれぐらい削減するかというところが全く指標に入っていないのですが、それは検討されたりはしているのでしょうか。

○南部環境政策課長 検討した結果、具体的な取組で目に見える数値を目標に、掲げたと

ころです。

○中島委員 なかなか、多分、難しいと思うんですけども、この取組で33%減を達成できるのかどうかという、二酸化炭素排出量との関係性みたいなものも本当は必要かなと思ひまして。

○南部環境政策課長 33.1%の削減を達成するに当たって、国でもいろいろな施策を提案しているわけですけども、それを市が普及啓発して、実施していただくことで、この目標を達成していこうというものになりますので、国の取組と連動しています。こちらの成果指標については、具体的に市が直接的に行っている事業になりますので、そういった具体的なものをお示しすることで、より市の取組に近い目標値、成果指標になると考えております。

○中島委員 例えば省エネ診断を利用した事業者は、かなりの削減を達成できているので、この数字を増やしていくことが事業所全体としての削減につながりますよという、ロジックかなと思うんですけど、省エネ診断を利用している事業所が平均で10%ぐらいしか削減できていませんよと、もしそういうことであれば、なかなか説得力はついてこないのかなと思ったので、この数字と全体の寄与する度合いみたいなものがもう少し何かわかりやすくなっているといいのかなと思ったのです。

家庭のほうは、数字が結構はっきりしていて、事業所のほうが、ちょっとぼんやりしているかなと思ひまして。

○南部環境政策課長 32ページの市民一人当たりの二酸化炭素排出量は事業者を含めた、数値の数字をベースにしているのです、もし変えるとなると、今度、こちらの重点プロジェクト1の方が純然たる家庭の排出量ということになってきます。

○奥会長 この指標は人口で割っているのですよね。一人当たり廃棄物排出量の出し方と同じように。

○南部環境政策課長 人口です。はい。

○奥会長 全体のCO2排出量を人口で割っていますね。

○中島委員 八王子市は人の出入りがあるのですね、事業者という意味では。外で働いている人もいれば、入ってきて働いている人もいますしね。

そうしますと、これを受けて、市民一人当たりの全体としての目標を達成した後押しにするというような形ですかね。

○奥会長 一人当たり排出量は、注をつけていただいて、計算式を入れたほうがいいです

ね。参考ということで。

○南部環境政策課長 この指標の下に、計算式を入れて説明します。

○奥会長 そうですね。厳密にこれまでやってきた対策の効果を検証して、それを地道に積み上げて、さらにテコ入れするとここまでいけるという積み上げで計算しているわけではないので、ここまで持っていきたいという思いをあらわした計画という理解になるでしょうか。それなりに根拠ももちろんあるんですけども、詳細の積み上げの説明をしていただくようにお願いします。よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、大久保委員。

○大久保委員 36ページの次世代自動車の目標値を現況20%から50%まで引き上げるという厳しい目標の一方で、割と普及啓発に頼っているので、対策としてはやや心もとないなということもあるのですが、やはり次世代自動車普及するに当たっては、充電設備等のインフラ整備が必要だというのは、書いていただきたい。

それから、先ほど少し触れていただきましたけど、前提となる取組が28ページが家庭、31ページが事業所とある中で、31ページの事業所における取組の中にも、次世代自動車等の普及、導入をしっかりと取組の中で書いていただいて、家庭も入れるし、事業者も入れる。そのあるべき行動として、38ページで市もそれを率先してやりますということで、公用車もEVを入れていく、家庭・事業者・市役所シリーズでEV普及についての連携というのを見えるようにしたほうがいいかと思います。導入というよりも、取組のアクションプランとして入れておいていただきたいなと、思いました。

○奥会長 いいでしょうか。

○南部環境政策課長 交通に関する取組については、重点プロジェクト3にまとめているところです。

○大久保委員 30ページで家庭での買いかえの促しと重点プロジェクトが連携しているのかなと思ったので、事業所の取組の中でも連携をとって、市の取組としても実行しますというふうにつなげたほうがいいかなと思いました。

○南部環境政策課長 はい、検討させてください。

○奥会長 今のお話は、交通のほうに入れてあるという、事務局としての整理だということですね。ただ、具体的な取組として見えるように、31ページの表に入れるということとはご検討ください。

○南部環境政策課長 はい、わかりました。

○**奥会長** ほかは。一通りご意見はいただけましたか。

池田委員。

○**池田委員** 36ページの重点プロジェクト3、交通分野における表なのですが、ZEVですとか、EVとか、用語の言葉がわからない人も大勢いると思いますが。

○**奥会長** 用語集がつくんですね。

○**池田委員** 用語集が出るということなので、こういう細かなところもつけていただけるのですか。

○**南部環境政策課長** 資料編に載せる予定の用語解説で説明していきたいと思います。

○**池田委員** いろいろあると思いますので、よろしくお願いします。

○**奥会長** 荒井委員、お願いします。

○**荒井（冨）委員** 蛍光灯の製造が2020年で日本は禁止になりますね。29ページに照明の部分で、白熱電気をLED電気に交換するところには、蛍光灯も入れておいたほうがいいのかなど。

○**南部環境政策課長** こちらは、検証したのですけれども、どうも蛍光灯からLEDに変更したときの効果が割と小さいようなのですが、具体的にCO₂をどのくらい削減できるのかという数字が見つからなかった状況があります。

○**荒井（冨）委員** よくわからないですけど、今、防犯灯というのは蛍光灯を使って、八王子市内、約3万本ついているんですけども、これを全部LEDに変えると、5,000万円ぐらい電気代が違うらしいんです。大久保委員、どうですか。

○**大久保委員** 使用量としては明らかに効果的です。

○**荒井（冨）委員** だから、一般家庭もLEDに変えれば、相当削減されるのではないかな。

○**南部環境政策課長** LEDへの交換というのは、効果的だと思いますので、省エネ行動の掲載順を変更するなどLEDのアピールをしたいと思います。

○**荒井（冨）委員** 単純にLED化を進めるというのがいいのか。

○**奥会長** 照明をLEDにと変える。ただ、この数字が出せないからということですね。

○**南部環境政策課長** また、このページが、今、家庭で行われていることをこんなふうに変えると、これだけCO₂削減量できますということを示すページでもありますので、検討します。

○**奥会長** 削減の数字が、何かありそうな気がしますけどね。

○大久保委員 電力量から計算できるのではないですか。白熱電気のアワーと、それからLEDのアワーの差で、出しているのではないかなと思うと、蛍光灯のアワーから計算できるのかなと思います。

○南部環境政策課長 調べてみます。

○奥会長 お願いいたします。荒井委員、よろしいですか、それで。

○荒井（冨）委員 大丈夫です。私は町会の代表で来ているので、ちょっと市民の立場で考えると、今年、東京都が省エネ機のガス器具を入れると2万円補助を出すというのを活用してPRすれば、こういう削減の数値化という点においては、計画中には入れることはできないのですか。

○南部環境政策課長 そうですね、33ページに言葉としては表現しているのですけれども。

○新井（冨）委員 税制の優遇でしょう。

○奥会長 取組のほうに入れたらどうかというご意見ですが、どうでしょう。

○星環境政策課主査 今、行っている制度も、年度で変わってしまいます。この計画は1年計画なので、制度をそのまま載せるというのは、なかなか難しいと思います。そういった情報発信をしていくということで、33ページの省エネ住宅の推進の中の二つ目には書いてあると思うのですが、そういったことで表現をさせていただきたいと思います。

○奥会長 補助制度については、そうですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○横田委員 今の件なのですけど、書き方を35ページの事業者のところの省エネ化の推進のところ、国及び都の補助金や最新の技術情報等々とか書いてありますし、あとは、37ページの車のところにも下から2番目の国及び都の補助金の情報を発信しよう、何か家庭とは書き方が合っていないような感じがするので、できれば事業所に合わせたような書き方のほうがわかりやすいのかなという感じがします。

○星環境政策課主査 そうですね、確かにそのほうが新しく出てきた制度にも対応をしていけると思います。

○奥会長 はい、ありがとうございます。

ほかいかがですか、よろしいでしょうか。

すみません、最後に私から、4ページに、この計画の対象部門が5部門整理されてい

ますね。そして、21ページの表ですけれども、こちらも部門があって、こちらは産業はいいですが、民生（家庭系）とか、（業務系）とか「系」という字がついていて、これは要らないのかもしれませんが。細かいところで、その前の20ページを見ますと、3段落目で、温室効果ガスの9割を占める家庭部門、事業者部門、交通部門という表現があるんですね。

この家庭、事業者、交通というのは、家庭は民生の家庭ですね、事業者部門というのは、民生の業務系だけを言っているのではなくて、そこに産業も入ってきているんですよ。

交通部門は、家庭や業務でも、それから運輸でも使う交通が全部入ってきていて、ただ、同じように部門というふうにこの文章では表現してしまっていて、そもそもこの計画が対象としている部門はこの5部門ですよと言っておきながら、それに対応しない言葉がまたこうして出てきている。

ただ、これらの言葉は実はこの5部門をある意味、またぐようなものであるということを確認してあげないと、どこを言っているのか、計画の読み手はわからなくなってしまう、どこを対象にしているのか、交通イコール運輸部門を言っているのかと誤解されるかもしれませんし、その説明が非常に難しいんですけれども、切り分けを明確に説明するということが必要かなと思います。

○南部環境政策課長 わかりました。ありがとうございます。

○奥会長 あと、事業者という言葉、事業者ですから、法人、組織を言うわけですが、あと、31ページは事業所という言葉を使っていて、これは建物を中心に考えているので、建物とかサイトですよ。複数の事業所を1事業者が保有している場合もあって、なので、重点プロジェクトの2のところは、サイトでできること中心に書いてあるけれど、実は環境経営の実施というのは、事業者としてやるようなことが混在しているので、事業所でできるというのは、やはり正確ではない表現です。事業者という表現がふさわしいのではないのでしょうか。

○南部環境政策課長 そうですね。全て事業者で統一いたします。

○奥会長 統一していただくか、事業者・事業所とするかですけど、そこも、いずれにしても、言葉の整理、言葉が意味するところが正確にきちんと伝わるような整理というのはまず前提としてとても必要なことなので、そこをお願いしたいと思います。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。

○荒井（富）委員 あと一ついいですか。

○奥会長 どうぞ、荒井委員。

○荒井（富）委員 5ページの温暖化係数というのが一般市民にはわからないと思います。何かわかりやすい表現をお願いします。

○南部環境政策課長 今回の計画と、同様に補足説明を入れていきたいと思っています。

○奥会長 よろしいでしょうか。

それでは、大分時間もあっという間に過ぎてしまいましたけど、たくさんご意見いただきまして、またご意見を踏まえて、事務局では修正等、検討していただきますようお願いいたします。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。

○奥会長 それでは、続きまして、水循環計画ですね。次第の2に移らせていただきます。こちらについては、水環境整備課長、ご説明をお願いします。

○谷口水環境整備課長 水環境整備課長、谷口です。よろしくお願いします。

資料2、水循環計画（素案）をご覧ください。1枚目めぐりまして、改定案の目次がございます。前回の環境審議会では、中間報告としまして、資料2の第4章までについてご報告をさせていただき、ご意見をお伺いいたしました。

これまでの庁内環境調整委員会、環境推進会議、また、環境審議会でいただいた意見についてきまして、検討、修正されたものを、まずご報告させていただきます。

まず、大変申しわけございませんが、一部イメージや資料などが少し間に合っておらず、反映されていないところがございます。ご承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、資料2の5ページをお開きください。現状と課題2、生物多様性の保全と清流の復活におきまして、本文上から5行目後半ですが、環境市民会議からのご指摘を踏まえまして、浸水についての記載を削除して、水辺の保全の課題に絞った記述とさせていただきます。

次に、17ページをお開きください。新たに持続可能な開発目標（SDGs）との関わりを追加いたしました。

次に、22ページにお移りください。第4章、健全な水循環系再生の四つの行動の推進（方針1）の（2）水源域や緑地の保全につきまして、庁内での調整や環境推進会議での意見を踏まえまして、農林業の支援施策一覧を資料編に移動し、識者のコメントを

削除しました。

また、2) になりますが、雨水浸透能力の高い緑地や農地の保全につきましては、土地利用別浸透能評価の表を次の23ページに掲載いたしました。

次に、市民の取り組みについてですが、23ページの(3)モニタリングの実施、2)市民の調査及び36ページの2)の水質の市民の調査に関して、環境市民会議での取り組みが行われていることを追加記述いたしました。

続きまして、42ページに飛びますが、環境市民会議と連携し、水辺の環境教育・環境学習を展開することを記述いたしました。

40ページに戻っていただきまして、3の水を上手に使う。(1)水資源の有効活用、3)地下水の保全と適正利用につきましては、身近な資源として、地域コミュニティや地域経済の発展に活用しますと方針化し、状況把握・検討、方針の策定、保全と活用というステップで、地下水の保全と適正利用についての取り組みを進めることを記述いたしました。

続きまして、51及び52ページをご覧ください。国の直轄及び東京都管理を合わせまして、18の1級河川が流れる本市におきまして、身近な川の名前や位置についての紹介を入れてほしいという意見をいただいております。それらにつきましては、追加記載をさせていただいております。

ここまでが前回報告について修正をさせていただいたものになります。

それでは、続きまして、追加の資料でお配りしました資料2をご覧ください。A3横の資料になりますが、61、62ページをお配りいたすように差し替えをしたいと思います。

方針3のプロジェクトですが、川と湧水・水のまちプロジェクトとして、これまでの取り組みを継続しつつ、丘陵地の湧水など河川流域における水辺の活用や保全を進めます。

湧水ネックレス構想としては、これまでに横川弁天池、叶谷榎池、六本杉公園で整備が行われ、雨水浸透の強化地区設定による浸透施設の設置促進を図ってまいりました。

また、8カ所全ての湧水拠点に説明板の設置やマンホールサインなどによる誘導表示を行ってまいりました。

現行のプロジェクトのイメージ図では、八王子市全体が表現されていないため、今回は、改めて全市的プロジェクトとしての取り組みに改定をすることになっているので、

市全体を俯瞰するイメージ図に差しかえることとして、各地区ごとに取り組みについての記載を追加いたしました。

63ページをご覧ください。(1)湧水と水のまちづくりでは、取り組みについての記述を追加いたしました。

続きまして、飛びますが、71、72ページをお開きください。(2)浅川の水辺と水のまちづくりでは、拠点づくりと流域連携の事業を継続するものと設定いたしました。

また、現行の計画では、湧水に関するプロジェクトの中で示していた河川水路の確保につきまして、増水事業について事業化及び着手がされていることから、湧水を浸透させる構造に集約し、今回のプロジェクトから削除しています。

現行計画における丘陵地の湧水復活、谷戸の保全と回復につきましては、プログラムから削除し、それぞれ湧水と水のまちづくり、また、30ページに記載しました、谷戸の生物生息空間づくりで取り組むこととさせていただいております。

続きまして、78ページをご覧ください。生きものの棲む水辺を育てるの管理指標を水辺の生きものとし、次の79ページ、水を上手に使うの指標を水辺に親しめる場所の数としました。

資料編に移りまして、90ページになりますが、主要河川における糞便性大腸菌群数の推移、さらに95ページになりますが、水質階級1の底生生物のモニタリング結果を追加いたしました。

以上で、水循環計画の改訂の素案についての提案とさせていただきます。

ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**奥会長** ありがとうございます。

では、こちらの資料2の内容につきまして、ご意見、ご提案などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○**千明委員** 最初のほうに、環境市民会議という言葉が何度か、3回ぐらい続けて出てきたんですけども文章に全部、入っているのですかね。

○**谷口水環境整備課長** そうですね、それぞれ先ほどご説明いたしました、ページには入っています。

○**千明委員** 環境市民会議が実施していると入っているのですね。結構です。少しそれが気になったので。

○**奥会長** よろしいですか。

○千明委員 結構です。

○奥会長 ほかは、いかがでしょう。

皆さん、お考えになっている間に、40ページのご説明にあった一番下の地下水のモニタリングと適正な利用のところなのですが、地下水について身近な資源として地域コミュニティや地域経済の発展に活用します、ここを追加されたというご説明だったかと思いますが、この地下水の発災時の、例えば上水道の供給がとまってしまったときの地下水の活用とか、そういった災害対策の観点での利用というのは、それはここには入っていないという理解ですか。どういう整理となっているのか、確認させていただきたいと思いますが。

○谷口水環境整備課長 40ページで記載させていただいているのは、必ずしも発災時ということではなく、日常の利用ということになります。

こちらの水循環計画の中では、発災時の地下水利用ということは、特に記載をしておりません。

技術的に、対応としましては、特に大手の企業の深い井戸などのところとは個別に協定をしまして、災害時に井戸水の供給を受けられるような形での対応はとってはおります。

○奥会長 入れないという整理だということですね。

○谷口水環境整備課長 こちらに書き込みを入れるかどうか、検討させていただければと思います。

○奥会長 そうですね、利用といったときに、平常時ももちろん、うまく使っていただくというのはいいと思うんですが、そうではない場合のほうが、特に効果を発揮するというような気もしますので、そのあたりの視点をもし盛り込めるのであれば、盛り込んでいただきたいと思いますと思いました。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、荒井委員。

○荒井（富）委員 今の40ページの部分で、他の地下水、用水規制の指導というので、東京都は、地盤沈下を防止する目的で地下水をくみ上げることができないと言っている。この文章の中で適正な地下水利用が図れるとまで言っているんだけど、規制されている中にどこまで図れるかというのが、全然わからないですけど。

○谷口水環境整備課長 これは地下水のくみ上げる量といいですか、合計といいですか、

その規制がかかっているのですが、八王子市におきまして、その地下水の状況等をまず把握した上で、身近な資源として捉えて、地盤沈下等に影響が及ばない範囲での地下水の適正の範囲で利用していく、それを検討していきましょうというような仕組みになります。

○**奥会長** それから、アのほうは、これは工業用水ですとか、事業者が事業活動に必要な水をくみ上げるといった大量にくみ上げる場合について、口径だとか、取水量への規制がかかっているわけですが、イのほうは、むしろそうではなくて、家庭にあるような、そういう井戸水のようなものでしょうか。

○**谷口水環境整備課長** 特に、家庭と限定しているわけではないのですが、地下水の、地盤沈下に直結するような、そういう影響の及ばないところの範囲の中で、モニタリングをした上で、それを利用する、しないというところの決定をしていきましょう、そういう思いでございます。

○**池田委員** 実は、私も一応、井戸水も使っているんですけど、すごく古くから、何十年も前から近所の人が昔、水をくみに来るような場所だったんですけど、そういう民家で井戸水が八王子市には随分あるように思います。そういう井戸が今、使われているのか、使えば使えるんだけれども、閉じてしまっているのかなど、井戸の場所の把握はできているのでしょうか。そういう井戸水も含めての適正利用なども意味合いに含まれているのでしょうか。

○**谷口水環境整備課長** くみ上げに動力を使われていないような、いわゆる手動でポンプを使っているようなものというのは、市では把握はし切れていません。動力で一定の規模以上のものについては届け出等が出されているので、それは把握はできるのではないかと思います。

ここについて書かせていただいたのは、特に手動とか、電動とか、何か特定のものを指しているわけではなくて、一般的な地下水の利用ということで、適正な範囲での利用を検討するという内容になります。

○**奥会長** そもそもどういふふうにご利用していくのかというイメージがこの文章からですと、ちょっと描きにくいですね。

○**荒井（富）委員** 全然わからない。

○**奥会長** わからないですね。

○**池田委員** 井戸も結局、飲めないですからね。何かちょっとお洗濯に使ったり、水まき

に使っている程度です。

○荒井（冨）委員 この件とちょっと違うんですけど、私は川口地区に住んでいまして、地区の中に、市民環境会議みたいなのがあって、そこで川口地区全体で井戸を使っているところはどのくらいあるかを、市からの補助金を使って全部調査したんですね。

また、飲料水に使えるかどうか全部調査しました。調査を一通り終え、飲料水として適している井戸を、5年か10年たったら、またどんな状態かというのを追跡しました。川口地区は全体で飲める井戸は全部把握できています。

○奥会長 それは、市と情報共有はされているのですか。

○荒井（冨）委員 補助金が出ているので調査しましょうということをやっている。だから、災害時には発電機さえあれば、くみ上げることができるというような状況にはしてあります。3)のイに関連した記載とは違うかもしれませんが。

○奥会長 3)のイのようなことを書くのであれば、何か具体例があるのであれば、例えば活用の仕方、イメージなどを記載していただければと思います。

○谷口水環境整備課長 記載の仕方は検討させていただければと思います。

○奥会長 お願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、池田委員。

○池田委員 すみません。もう一つ。差し替え前の61、62ページにパラソルと椅子のマークがありますけど、これは何を示しているのですか。差し替え後の資料では印刷が重なって見えないんですけれど。

○谷口水環境整備課長 このマークは、浅川の水辺の拠点を表しており、市内で5カ所を計画の中で想定しています。差し替えの前のほうが、見やすいと思いますが、一つが、一番、61ページの左側の横にあるのが高尾周辺ですね。

右下のほうにありますのが北野周辺、このような形で、活用の可能性として、私どもがポテンシャルがあると考えている拠点のマークということになります。

○奥会長 拠点のマークですね。

○池田委員 施設か、何かですか。

○谷口水環境整備課長 いや、何か施設があるということではなくて、そこで水辺の活用をいろいろと展開していく可能性があるということです。

○池田委員 よくわからないので、わかるマークにしていきたいと思います。

○奥会長 そうですね。何か水がはねているようなマークも入っていますが。

○池田委員 これ、湧いていることですよ。

○谷口水環境整備課長 これは湧水です。

○奥会長 湧水ということですね。マークの意味がわかるように、凡例をつけてくださいということですね。

ほか、いかがですか。櫻井委員。

○櫻井委員 いいですか。前回の議論の中で、CODの指標をどうするかというのがありましたよね。それについてはどうなりましたか。

○谷口水環境整備課長 河川の水質というところにつきましては、引き続き測定項目がBODになっているので、そこは変わらない限りは当面、それを使用していきたいと思えます。

○櫻井委員 そうすると、この資料の中にCODという言葉は出てきていますか。というのは、用語解説のところにはCODがあるのですが、この用語解説というのが出てきたものに対する解説なのか、知識の一つのものなのかどうかと。もしないのであれば、誤解を招かないように、削除したほうがいいかもしれません。

○谷口水環境整備課長 そうですね、もう一度、文章を精査して、ないようであれば、削除します。

○櫻井委員 CODを加えなくても、個人的には全然問題ないと思うんです。BODだけで説明できると思うのですが、少し気になっています。

○奥会長 ありがとうございます。CODが文章中にあるかどうか確認していただいて、不要であれば削除ということですね。

ほか、いかがでしょう。中島委員。

○中島委員 42ページに、囲われているところはコラムで書かれていると思うのですが、41ページの節水の啓発というのが4)でありますね。そのところが実は本文が1行だけで、あとはコラムが二つ並んでいるという状況なのですが、この節水と地球温暖化対策のところは結構大事なところといたしますか、水の利用を省エネの節電につながるというところですので、これはどこまで細かく書く文章にするかにはありますけど、何か本文に入れていただいてもいいのかなとちょっと思ったところです。

あと、この節水の啓発の4)が39ページだと、適切な水利用の推進となっており、言葉が統一できていないようなので、どちらかに統一をお願いします。

○奥会長 そうですね。39ページの目次のように記載されているところと、表現が違っ

ていますね。

○**中島委員** 一番最初のページは、節水の啓発なので、こちらが現段階では一番新しいのかもしれない。

○**谷口水環境整備課長** はい、統一します。

○**中島委員** そのすぐ近くでもう一つ、水の有効利用による熱環境改善の啓発というところで、打ち水などを促進することが水環境改善につながりますよと、これも非常に、今の熱中症が多い中で大事なものの一つなんですけれども、これがこの中の文章を見ますと、打ち水大作戦へのと書いてあるのですが、打ち水大作戦はイベントの話なので、「日常的に打ち水をしましょう。」日常的に使うのは、地下水よりは、風呂の残り湯みたいな、再利用水がよいという記載もここに入れていただきたいと思います。一般の家庭で、雨水とか地下水というのは、そんなに使っていないと思います。今、地下水マネジメントの3)の中に入っているんですが、どこに入れたほうがいいかなということも含めて考えていただければと思います。

○**奥会長** 地下水だけではないということですね。

○**中島委員** 適切な水利用の推進という、4)であれば、この中にヒートアイランドの話も、そういう風呂の残り湯の利用みたいな、有効活用みたいな形で入れるという書き方もあるかなと思いました。

節水にしてしまうと、ちょっとまた、少し違ってしまうのですか。今後、検討いただきたいです。

○**奥会長** では、そこはご検討いただければと思います。

ほかはいかがですか。はい、大久保委員。

○**大久保委員** 55ページなのですが、防災時の洪水ハザードマップを全戸に配付していただいて、非常に立派なものをいただいたのですが、一方で、事業者もいますし、市外の方もいらっしゃるの、現地でのサインというんですかね、これは何か考えられているのか、道案内も含めて、日野市などもやっていると思いますけど、現地にいらっしゃる方もわかる、または知識として持っていただく、この両輪で啓発していただきたいと思います。57ページの給水拠点のところも同様のことが言えまして、発災時などの緊急時に、皆さん全員が、マップを持っているというわけではないので、むしろ現地にそういう場所だということをしかりサインとして明記されたほうがいいかなと思います。

土地の評価とか、いろいろ風評とか、いろんなことがあるかもしれませんが、今週末の台風も含めて、川が多い八王子はリスクが大きいと思うので、現地の情報というのを充実するという取組をしっかりとっていただき、ここにもそれを載せていただきたいと思います。

○谷口水環境整備課長 洪水ハザードマップにつきましては、水循環計画の中ではこのぐらいの紹介の仕方になっていますが、その現地にどういう形で表示できるのか、また直接の所管である防災課と調整させていただいて、可能かどうかあわせて、判断させていただきたいと思います。

あと、もう1点が、応急給水の話ですが、応急給水の拠点は、東京都水道局で、市内に、基本的には半径2 kmの中で、拠点にたどり着けるという形で設定されています。そこには比較的、目立つように災害時はここで水がもらえまずとサインで表現されています。

○奥会長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょう。荒井委員。

○荒井(和)委員 見せ方なのですが、63ページの図の2に、湧水めぐりマップのイメージというところで、一から八つの湧水地という形で紹介されているのですが、実際の65ページ以降の湧水ネックレス構想と水のまちづくりで、順番がばらばらになっているので、合わせたほうがわかりやすくなるのかなと思いました。

○谷口水環境整備課長 これは統一させていただきます。

○奥会長 そういことですね。混乱のないようにお願いします。

ほかはいかがでしょう。

一通りご意見を頂戴いたしましたので、それでは、今、また有意義なご意見、多々頂戴いたしましたので、そちらを踏まえて、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、みどりの基本計画についてです。

こちらは石井環境保全課長、ご説明をお願いいたします。

○石井環境保全課長 それでは、みどりの基本計画について説明させていただきます。

環境保全課長の石井です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1、八王子市みどりの基本計画改定版(素案)をご覧いただきたいと思います。前回、7月の環境審議会では、第1章から第3章まで報告をさせていただきました。

したが、今回は、その後、庁内検討会や市民検討懇談会で市民の皆様や専門家の方々にいただいた意見を反映し、素案としてまとめましたので、全体を通してご確認いただきますようお願いいたします。

限られた時間のため、追加した部分等、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。第1章、計画の基本的事項、第2章はみどりの現状と課題、第3章は基本計画の基本理念から施策の展開、第4章は、市内6地域の地域別の方針、第5章は計画の進行管理、そして、最後に資料編としまして、市民の意見、用語集等を記載しております。

それでは、本編に入ります。まず、資料の1ページをご覧ください。

第1章、計画の基本的事項です。みどりの基本計画の策定の目的、改定への趣旨、計画の位置づけ、計画期間、そして本計画におけるみどりの説明となっております。

3ページ目は、みどりをイメージするイラストを今回、差し込みさせていただきました。

続きまして、4ページ、みどりの機能です。ここでは、現行計画の四つのみどりの機能に地域コミュニティ形成、子育て・教育を加え、六つの機能として整理いたしました。

そして、4ページから6ページは、それぞれの説明となっております。

また、7ページではグリーンインフラ、自然環境の機能を生かし、持続可能で魅力ある地域づくりを進めることをコラムとして紹介しております。

1章については以上となります。

続きまして、第2章、8ページをご覧くださいと思います。位置、それから地勢となり、9ページでは、人口動態の推移として、人口ピラミッドを掲載させていただいております。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。現行計画の目標の一つとしていました、緑被率につきましては、市内6地域ごとに一覧表にまとめ、平成19年度から2.6%減少しているところがございます。

そして、11ページでは、二つ目の目標、公園充足率については、平成31年度の目標値90%に対して、84%となっております。

12ページでは、現行計画における主な成果としまして、みどりの確保の取り組みでは、斜面緑地や特別緑地保全地区の指定により、約42haを増加し、保全に努めたところがございます。

13ページでは、協働による取り組みでは、100周年事業ではちおうじフェアの取り組みなどを記載しております。

そして、14ページ、今後取り組むべき主な課題としましては、確保されたみどりへの対応、みどりの量への対応、多様な主体とのさらなる連携と挙げております。

そして、15ページにおけるみどりにかかわる社会情勢については、以下のとおりとなっております。

17ページをご覧くださいと思います。生物多様性の保全では、生物多様性と私のつながり、そして18ページの生物多様性保全のための里地里山の重要性について、今回新たにコラムとしてご紹介をさせていただいております。

次に、19ページ国等の方向性については、四角い枠の中に関連する計画を載せさせていただきます。

主なものといたしましては、1番、「新たな都市マネジメントに対応した都市公園のあり方検討会」最終報告がございます。ここでは、緑の量の確保から多機能性を目指す、質の向上への意向について。そして次のページ、2番では、都市緑地法の一部改正では、民間活力の有効活用について。そして、3番目、グリーンインフラ推進戦略では、次世代を見据えた社会資本整備として、自然環境の機能の有効活用について触れさせていただいております。

次のページ、21ページは、本計画を実行することで、SDGsの17のゴールのうち、11、15、17の達成につながり、持続可能な社会実現に貢献していくことを示しております。

次に、22ページをご覧くださいと思います。市民意見についてです。主な項目といたしまして、定住意向、みどりとのあり方、みどりの役割、満足度向上、健康維持管理についてアンケートを行い、その中でも定住意向につきましては、緑が多く自然に恵まれているが65%と最も多く、10年前と比較しまして、約5%伸びているところでございます。

要因としましては、緑化フェアの成果として市民の郷土愛がさらに高まったというもの、一つ要因として挙げることができます。

このようなみどりの現状、社会情勢、国等の方向性を踏まえ、横書きとなりますが、24ページの下段をご覧くださいと思います。計画体系の基本的な考えとしまして、三つの方針を定めております。

一つ目は、みどりを適正に管理、整理し、効果的に機能を発揮する質の向上。二つ目は、みどりの量を確保し、良好な自然環境を増していく量の確保。三つ目は、みどりの活動のすそ野を広げ、活動を推進するパートナーづくりとなっております。

続きまして、第3章、みどりの基本計画です。25ページをご覧いただきたいと思いますが、ここでは、基本理念を掲げておりまして、現行計画とほぼ同様の内容となりますが、今回の改定に当たりまして、質の向上を新たな視点としていくことから、現行の理念に「機能を活かし」という言葉を追加しました。

みどりの将来像につきましては、変更はございませんが、26ページでは、全体をイメージできる将来図に拠点となる公園やみどりを配置しているところでございます。

次、27ページでは、三つの基本方針の説明として、質の向上、量の確保、パートナーづくりについて、取り組みがイメージできるイラストを追加いたしました。

そして、28ページ、計画の目標を二つ定めておりまして、一つ目の目標、みどりの総量として減少傾向をくいとめるとして、それぞれの判断指標を参考値として示しております。

二つ目の目標である、市民一人当たりの都市公園の面積では、八王子ビジョン2022で設定している数値12.5平米を目標としているところでございます。

続きまして、29ページをご覧いただきたいと思います。新たな計画の体系図となっております。施策の体系は三つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成されておりまして、その三つの基本方針それぞれ施策方針、個別の施策がぶら下がっております。この中で、重点施策としてリーディング・プロジェクトを4本立てており、右側にLPと表記しております。

30ページからは、施策の展開となります。先に、四つのリーディング・プロジェクトをご説明します。

まず、30ページの基本施策の1、ここでは一つ目のリーディング・プロジェクト、まちの核となる新たな集いの拠点づくりとしまして、八王子駅南口の集いの拠点整備事業がございまして、ここでは、学び、交流とともに、有事の際は都市防災機能として機能するとともに、まちのシンボルとなる拠点整備を通じて、まちの価値向上を図る拠点を目指してまいります。

続きまして、33ページ、二つ目のリーディング・プロジェクトでは、みどりによる魅せる空間づくりとしまして、地域の拠点でグレードの高い花壇づくりを・・・事業で

す。緑化フェアでも既に取り組んでいた事業ですが、フェアのレガシーとして専門的な知識を持った人材育成、町なかの景観形成、そして、地域のコミュニティづくりを目的として進めてまいります。

続きまして、39ページ、基本施策Ⅱとなりまして、三つ目のリーディング・プロジェクト、上川の里特別緑地保全地区の維持と活用としまして、上川の里を本市におけるみどりの保全の活用のシンボルと位置づけます。

これまでは、みどりの確保と保全を中心に行ってまいりましたが、市民、NPO、企業等と行政が協働でつながり、環境教育の場、企業によるCSR活動の場等として活用し、外部から人が訪れることで、魅力、地域のにぎわい等世代を超えた人との交流により、自然と人が触れ合う水場として、魅力を高めていきたいと考えております。

48ページ、基本施策のⅢになります。四つ目のリーディング・プロジェクトといたしまして、子どもにみどりの価値を継承する取り組みの推進としております。次世代を担う子どもたちに、みどりの多種多様性やかけがいのないものとしての認識を持ってもらうために、みどりに関するさまざまな環境教育・環境学習を実施してまいります。

次に、そのほかに、主な施策をご説明いたします。35ページをご覧いただきたいと思えます。まちなかの目に見えるみどりの創出では、緑化条例の見直しや壁面緑化の導入検討及びみどりのカーテン普及啓発により、緑地の向上等を図ります。また、市民緑地認定制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

45ページの②農地の保全では、2022年問題による特定生産緑地への周知啓発や、農地の貸借促進を推進してまいります。

また、46ページの④公園・緑地づくりでは、拠点となる公園づくりとして、各地域の拠点となる公園や緑地について、優先的な整備を実施してまいります。

また、施策に関連する内容といたしまして、コラムを掲載しております。ちょっとお手数ですが、お戻りいたしまして、32ページ、Park-PFIについての記述。それから45ページ、都市農地の位置づけ。そして50ページには、学生主体による地域コミュニティ。そして54ページは、保全・活用のための広域連携。同じく54ページは、流域連携による子どもたちの交流。そして55ページでは、事業者の先進的な取り組みを紹介しております。

3章については以上となります。

続きまして、第4章、地域別の方針です。56ページをご覧いただきたいと思えます。

地域の区分につきましては、八王子ビジョン2022に基づいて、六つの地域区分し、57ページ以降で各地域の地域別の方針を掲載しております。

まず、中央地域を例といたしまして、構成をご覧くださいますと、(1)みどりの現況としましては、緑被率、それから一人当たりの公園面積、代表的なみどり、そして地域特性になっております。そして、最後、土地利用についてとなっております。

58ページでは、主な課題を挙げております。

このような状況を受けて、58ページからは各区画の方針を立て、60ページでは、地域別方針図として、地図上に落とし込んだもの載せております。

61ページ以降は、北部、西部、西南部、東南部、東部として6地域ごとの内容となっております。

第4章につきましては以上となります。

そして、最後、第5章、計画の推進管理、81ページをご覧くださいと思います。ここでは、計画の取り組みは、市民、事業者、行政など多様な主体で連携し、進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより、適切な運用を図ります。

82から83ページでは、施策を実施する際の市の担当所管を割り当てておりますが、社会の変化や市民ニーズなどを反映し、適宜見直しを図ってまいります。

最後に、資料編となりまして、ここでは、市の概況、みどりの状況に加え、資料編の9ページでは、市街化調整区域のみどりの特性を検討会での意見や、地域の実情を反映した資料として掲載しております。

10ページからは、市民アンケートの調査結果を掲載し、パブリックコメントの結果もこちらに掲載する予定となっております。

そして、資料編の22ページでは、検討の経過、23、24ページでは、検討委員会をご紹介します、巻末には用語集を掲載いたします。

以上が、みどりの基本計画の素案となります。

計画の内容につきましては、これまで20数回にわたる検討会での意見を反映しておりますので、この場で大きな変更は難しい状況ではありますが、文言の訂正、表現方法、それから全体を通してご確認をお願いできればと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○奥会長 丁寧なご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のあった内容につきまして、ご意見、ご提案がございませ

たら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、千明委員。

○千明委員 41ページの写真が、堀之内と滝山が出ていて、確かに両方とも田んぼがあったりして、里地があるのでいいんですけども、滝山は東京都が指定したのが一番最後の保全地域なんですけども、以前から頑張っているところもあるので、下の空いているスペースにあと2枚ぐらい、写真を掲載できないでしょうか。大谷緑地は萌芽更新、これをやっているところはほかにないんですよ。1,500平米ずつ、20年にわたって繰り返している。

それから、もう一つは、池の沢に蛍を増やす会。これも古いんですね。大谷の場合には2000年からやっているし、堀之内とか、滝山は直近ですけども、ずっと古いんですよ。せっかくページがあいているのなら、入れたらどうかと思ったんですね。

ここの両方の緑地は環境市民会議も、ご存じのとおり頑張っているし、ボランティアとしては古くから頑張っているので、写真を入れてもいいのであれば、候補としてその二つを推薦します。

○石井環境保全課長 ここの41ページの構成としましては、東京都の里山保全地域ということで、写真も載せています。

○千明委員 今、申し上げたのは、両方とも東京都です。東京都の緑地保全地域で、一番古くからやっているところですよ。

○石井環境保全課長 今のご意見を反映させて、掲載のほうを進めていきたいと思います。

○千明委員 もし写真がなければ、幾らでも提供します。両方に声をかければ、喜んで出すと思う。

○奥会長 環境部長。

○三宅環境部長 41ページ、これは東京都の里山保全地域のお話です。

42ページに、東京都の緑地保全地域の話が出ています。古くからやって、取り組んでいただいているのでここに加えるとか、池の沢蛍の話も館の保全地域ですけども、42ページに加えるか、その辺は工夫します。

○奥会長 そうですね。

○千明委員 ご存じのとおり、あの二つの団体は、すごく協力的なメンバーでやっています。

○三宅環境部長 ありがとうございます。

- 奥会長** では、それは写真を追加する方向でお願いします。
- 千明委員** それから、上川特別緑地ですが、今日配布した資料編のどこかにその説明は載っているんですか。今、言った緑地保全地域とか、斜面緑地とか、説明は全部資料に載っていますけどいかがですか。
- 石井環境保全課長** 用語として、上川の里のところに載せています。
- 三宅環境部長** 資料編の29ページです。
- 千明委員** 資料編に載っていますね。結構です。
- 奥会長** どうぞ、荒井委員。
- 荒井（冨）委員** 今、上川の里の話が出ましたけど、特別緑地保全地区になると、この文章でいうような、保全はできますけど、活用には、すごく規制が多くて、現実、活用なんてできていないですね。ここでは、CSR活動だとか、積極的に活用が行われていますと書いてあるが、現実には、そんな自慢できるような活用にはならないです。
- だから、保全だけで、もうあとは一切できないというような感じに文章をしない限り難しいですよ。
- 千明委員** それは、基本計画で今おっしゃったようなことも改善されていくのではないのかなと読んだんですけども。
- 荒井（冨）委員** 先ほど緑化フェアの話が出たんですけども、現実、ここがサテライト会場になったんですよ。地域として木を3本植えたのも、他から運んできたものを植栽することはまかりならずと、抜いたんですからね。
- 草1本取るのも規制が入るような状況なので、実際は、活用なんて言葉は使ったって意味がない。
- 千明委員** それは、これから直されるんでしょう。
- 奥会長** はい、お願いします。
- 石井環境保全課長** 荒井委員がおっしゃるように、上川の里特別緑地保全地区となっております、それには土地緑地法という枠組みがあったり、あと、農地法という枠組みも、あそこの地目は畑になっておりますから、そういった枠組みがあります。
- その中で、幾つかの規制はございます。ただ、今回、ここに触れさせていただいているように、これまでは確保と保全になっていますから、これから活用と保全というふうに移していきたいなと思います。その中で、何でもかんでもできるということでは確かにないです。

ただ、今後は地域において、この前上川口小学校の児童や保育園児が稲刈り体験をしたように、人がにぎわっている雰囲気というのが、これからの上川の里であってほしいなと思っております。

その中で、地域、NPOと今後も協議して、上川の里の活用を検討していきたいと思っています。

荒井委員がご心配されていると思いますが、そのようにシフトしていきたいと思っていますので、今回もリーディングとして挙げさせてもらったということです。

○**奥会長** そういう思いを込めて、書き込んでおきたいということですね。

○**荒井（冨）委員** 方針の中に、もう少しそういう部分の積極的な文言を入れればいいんです。

○**奥会長** 方針ですね。保全と活用へのシフトについて、どうですか、そこは。

○**石井環境保全課長** 40ページの具体的な取組の中で、一部修正を加えさせていただいて、これからの活用がわかるように、基本的には地域と一緒にプランを練っていく必要がありますが、40ページの上のあたりに入れていきたいなと思います。

○**奥会長** 荒井委員は、方針の文章に書くべきだというご意見ですか。

○**荒井（冨）委員** 活用という言葉が、私は非常に、今の規制の中ではこの指定をされている以上は難しいと。だから、活用を推進しますということとはできないと考えます。

だから、どうすれば、この規制の中でできるか説明を入れていただけないか。

現実、緑化フェアのときに、そういうことを規制により実現出来なかったのが現実です。例えば今の時代、バーベキューをやるとか、自動車に来てキャンプをやるとか、そういうことは、現状では、全く100%だめですからね。火を燃すことは認められない。だから、キャンプファイヤーをやろうといっても、刈り取ったお米を使って、そこで炊き出しをやるよといってもだめなのです。そうすると、せっかく収穫体験をやって、そこで収穫したものをみんなで食すといった体験も、その会場が使えない。

○**奥会長** どうぞ、環境部長、お願いします。

○**三宅環境部長** 荒井委員には、日ごろからご指摘いただいているところですが、ここでの思いというのは、逆にわかっていたいただきたいこともございます。

確かに現状としては、上川の里を確保するために、土地を51ha買っていますので、かなりお金がかかっているのは事実です。そのことに関しては、確保することが中心になっていますが、特別緑地保全地区ですから、制度的には様々な規制がかかってくるこ

とも事実です。

一つ目の特別緑地保全地区は都市公園法の網もかかっている場所なので、厳しい現状もあります。

ただ、今後、荒井委員がおっしゃっていた活用の部分は、我々も初めての取組の中で、上川の里は都市緑地法としては二つ目の特別緑地保全地区となりますが、都市公園法の網をかけていないので、ここに関しては今、課長が申し上げたとおり、地域とNPOと我々と協議をした中で、上川の里をどのように活用していくか、都市緑地法の中で厳しい規制があるのであれば、隣接する部分もありますので、そこをどのように活用していくかということも含めて、全体でうまく使えるような形を考えておりますので、計画ではリーディングに載せているところです。ここは主に中心となって取り組んでいきますよという意思表示だと受けとめていただくことは可能でしょうか。

○**奥会長** というお願いですね、そう受けとめていただきたいと。

○**荒井（冨）委員** ここだけ読んだのでは、今までの地域住民がかかわってきたことというのは理解できないということです。

○**三宅環境部長** 文言の表現については少し整理をさせていただきます。

○**奥会長** 市の思いはご理解いただきたいということですね。表現はまとめてください。

○**荒井（冨）委員** 地域の思いをどこまで入れられるかということが、文章的に出れば、もっと理解するのではないかな。

○**千明委員** 荒井さん苦勞されているんですね。

○**奥会長** そうですね。わかりました。

○**千明委員** いいですか。資料編ですけれども、地区公園とか近隣公園とか出ていますけれども、説明はわかるのですけれども、具体的に、面積は決まっているのですよね。2ヘクタール以上とか。近隣公園は0.25とか、たしかそうだと思ったので、街区公園もまだ一、二行下に書けるような空白があるし、それを入れてもらったほうがいいのではないかなと思いました。どうでしょうか。

面積は、決まっているのですよね。

○**佐藤環境保全課長補佐** 今ご意見いただきました街区公園等の面積要件があります。例えば街区公園で言えば2500平米以上ですとか、近隣公園ですと2ヘクタール以上ですとか、そういったところで市内では何カ所ぐらいありますよとか、そういったところも含めてご紹介することもできます。

- 千明委員 入れてもらったほうがいいと思います。
- 佐藤環境保全課長補佐 はい。
- 千明委員 そうすると、公園の一人当たりの面積とか、公園の充足率が具体的によくわかると思います。
- 佐藤環境保全課長補佐 ありがとうございます。
- 奥会長 ではそこをお願いします。ほかはいかがでしょうか。
- どうぞ、大竹委員。
- 大竹委員 ヘクタール表示とキロ平方メートル表示というのは何か使い分けのルールがあるのですか。これは緑ですと全部ヘクタール表示なのですけれども、八王子のホームページや基本計画ですと、面積などは平方キロメートルで表記されています。緑は、ヘクタールで表示するとか決まりが何かあるのでしょうか。
- 石井環境保全課長 単純に1万平米が1ヘクタールになる中で、ここには12.5ヘクタールとなっております。
- 大竹委員 8ページのところも、この面積にはヘクタール表示なのですね。八王子のホームページは基本、面積が平方キロメートルで表示されているのです。ホームページも、基本計画も。
- 三宅環境部長 八王子市域全体を示しているものですよ。
- 大竹委員 この中にもみんな、ヘクタール表示ですけど、何か緑は特別ヘクタールとか、何か表記方法のルールがあるのかなと思ったのですが。
- 三宅環境部長 市全域ですと、186.38平方キロメートルというのを、確かに八王子ビジョン2022とかは使ってはいます。ただ、みどりの基本計画になってしまうと、公園の面積とか、区量区報の面積、特別緑地保全地域地区とか緑地保全地域は、逆に平方キロでやってしまうと0.何平方キロとか、小さくなってしまいます。一般的に緑では、公園の面積なども含めて、ヘクタール表示をしているので、市域の話では、全体を18,638ヘクタールと表現をしています。
- 大竹委員 ホームページ上の表記平方キロメートルで、それになじんでいたもので、あれと思っただけです。
- 三宅環境部長 単位が違うという話ですが、そこも含めて考えてみます。
- 大竹委員 お願いします。
- 奥会長 ほかにいかがですか。

○荒井（冨）委員 いいですか。44ページに、民有の樹林地の保全というのが出ているのですけれども、これ、市街化区域だけですよ。

○三宅環境部長 調整区域も入っています。

○石井環境保全課長 斜面緑地が市街化区域、緑地保護が調整区域です。

○奥会長 緑地保護地区のほうは市街化調整区域ですね。

○荒井（冨）委員 わかりました。

○奥会長 ほかいかがですか。

○千明委員 今日の配布資料の7ページ、グリーンインフラの上から8行目、「多様な主体の幅広い連携のものに」と、これは「もとに」ですね。

○奥会長 「もとに」ですね。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また言葉を補っていただいたり、表現を工夫していただくというところがありましたので、そこはぜひ、お願いしたいと思います。

よろしければ、これで3番目までの議事が終わります。最後に、次第4、その他になりますが、事務局から何かございますか。

○星環境政策課主査 今回も会議録を作成させていただきまして、順番に会議録の署名をお願いしています。今回は、荒井和誠委員のほうにお願いさせていただきます。よろしくお願ひします。

あと、次回、この3計画について、11月7日、皆さんにご連絡をさせていただいていますが、答申ということになりますので、何かまたお気づきの点がありましたら事務局にご連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○奥会長 その答申の前に何か気がついたことを、いつぐらいまでにというのは。

○星環境政策課主査 11月7日答申になりますので、24日までにお願ひします。

○奥会長 24日までですね。では、10月24日までに、何か追加でご意見などがございましたらお願ひいたします。

事務局からは以上でいいですか。

(はい)

○奥会長 ありがとうございます。

それでは皆様、よろしいですか、ご意見などは。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回八王子市環境審議会を閉会させてい

たきます。活発なご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

午後4時01分 閉会

令和元年12月11日	署名人： 荒井 和誠
------------	------------